

（主な意見・質問）

（問）今年の10月に川上小の児童クラブが開設したが、統合した場合は神山小の児童クラブを利用することになるのか。児童クラブの利用は、原則、保護者の送迎が必要だと思うが、農繁期になると送迎が難しくなるので、スクールバスの最終便を利用して、児童クラブから川上小まで送ってもらうことはできないか。

（答）10月に川上地区公民館で児童クラブが開設されたので、統合後もそのまま存続することが可能かどうか子育て支援課に確認する必要があるが、存続が難しい場合は、神山小の児童クラブを利用した後、スクールバスで帰宅する方法も検討する必要があると思う。統合の調印式が行われるまでには方向性を示していきたいと考えている。

（意見）可能であれば、川上地区公民館の児童クラブを存続してほしい。その場合は、下校時のスクールバスの経路を公民館経由にできれば良いと思う。

（答）川上地区の児童クラブは、市の補助を受けて自主運営型の児童クラブとして運営しているので、統合後も継続できるか子育て支援課に確認しておく。

※「子育て支援課に確認」

自主運営の児童クラブへの補助は、公設児童クラブがない小学校区での実施としているため、公設児童クラブがある小学校区での補助は想定していないが、地域の要望があれば、現行の自主運営の児童クラブへの補助を継続できるように配慮したい。

（問）神山小と統合になった場合、夏休みや冬休み期間中の学年登校日もスクールバスが利用できるのか。

（答）登校日は、基本的にスクールバスを利用することになる。例えば、陸上大会に向けての練習のために学校に行く場合もスクールバスを利用できるようにする。

（問）現在、川上地区の祭りの日は休校日になっているが、統合後もそれぞれの地区の祭りの日に合わせて休校日となるのか。

（答）磯津中、宮内中、川之石中が統合し、新しく保内中が新設された時は、それぞれの校区ごとに祭りの日が違っていたので、校区ごとに1日休みをとったり、半日休みをとったりしている。統合後も、それぞれの地域の特別な行事に合わせて、児童生徒が休みをとれるよう協議する必要があると思う。

（意見）3校が統合した場合の年間の学校行事計画を事前に周知してほしい。

（答）双岩小の保護者説明会でも地域行事と学校行事が重ならないように配慮してほしいとの要望があったが、神山小では3月3日の雛祭り音楽会があり、川上小にはひびき集会有り。統合により新しい学校になるので、地域の特色を活かした学校行事について協議し、年間行事計画を示していきたいと思う。川上地区であれば、11月以降は農繁期になるので、その辺も考慮しながら計画していく必要があると思う。

(問) 学校ごとにいろいろな行事があり、すり合わせをするにしても膨大な数になると思う。令和 8 年 4 月 1 日の統合であれば、いつ頃までにすり合わせを終える予定で、その時の協議するメンバーは、どのような人たちなのか。保護者の気持ちを聞く機会があるのか。

(答) 今の予定では、令和 6 年度末に統合の調印式を行いたいと考えているので、令和 6 年度中に地区協議会（仮称）を立ち上げて、統合に向けてのすり合わせを行う予定である。会のメンバーは、P T A の代表者や公民館関係者、学校関係者等に依頼する予定である。また、令和 7 年度には、統合準備委員会（仮称）を立ち上げて、子どもたちの交流や保護者同士の交流を行いたいと考えている。

(問) 今回の再編計画の中に日土小と真穴小が入っていない理由は、地域の特色などを考慮して、今後の検討課題とするという理解で良いか。

(答) 日土小は、国の重要文化財に指定されており、真穴小は地理的な特色があるということで、今回の再編計画に入っていないが、次期の再編計画では検討する必要があると考えている。学校再編整備第二次実施計画は、令和 9 年度で 10 年計画の期限が切れるため、令和 9 年度中には新たな第三次実施計画を作成する必要がある。先ほど、小学校 3 校を統合した場合、市の南エリアの軸として、八幡浜南小学校（仮称）とすると説明したが、他にも北エリアの軸、東・西エリアの軸となる学校をどこにするかを検討していく必要がある。

(問) 統合により、川上小が閉校となった場合の跡地利用は考えているのか。

(答) 川上小の跡地利用は、何も決まっていない。跡地利用をする場合は、建物を取り壊す費用等が発生するので、国の補助金や有利な起債を利用しながら、市の歳出を抑えるように進めていく必要がある。用途により国の補助金等が決まるので、用途が決まっていない箇所については、そのままとなっている。跡地利用されたのは、旧磯崎小の歯ブラシ工場や旧舌田小の簡易宿泊所マンダリンがある。

(問) 跡地利用の具体的なスケジュールを示してほしい。

(答) 学校の統廃合とは別の問題となるので、今のところ跡地利用の具体的なスケジュールは決まっていない。仮にみかんの集荷場を建設するとすれば、所管は農林課になる。跡地利用の事業内容によって、国の補助金等が異なるので、地域にとって何が一番必要なものを話し合っ、市に相談してほしい。

(問) 跡地利用について、地域の要望が決まれば、市に要望していくということで良いか。

(答) 要望があれば、このような説明会の場でも良いし、現在行われている市長をかこむ会で発言されても良いと思う。直接、教育委員会に相談に来られてもいいので、地域で話し合った内容を要望として挙げてほしい。

(問) 参考までに跡地利用の所管はどこになるのか。

(答) 学校関係であれば、教育委員会の所管となるが、どのように使用するかによって、その後の所管が変わることがある。例えば、旧舌田小は教育委員会が所管だったが、簡易宿泊所マンダリンに使

用することが決まったので、教育財産から普通財産に変更し、農林課の所管となった。

(問) 仮に統合により川上小が閉校になると、当面は教育委員会が所管ということですか。

(答) 跡地利用が決まるまでは、教育委員会の所管である。

(問) 川上小の校舎は古いので、そのまま使用するのには耐震性能の問題もあり、難しいという話も聞いたことがあるが、実際はどうなのか。情報があれば教えてほしい。

(答) 川上小の木造校舎は、昭和 34 年に建てられたものだと思う。当時の耐震基準はクリアしていたが、現状で求められる耐震性能はない。

(問) 旧青石中のグラウンドに雑草が生い茂っているが、閉校した学校の管理は誰がしているか。

(答) 基本的には、跡地利用が決まるまでは、教育委員会の所管となる。閉校した学校の管理は、各地区に委託しているが、旧青石中のグラウンドは、全て市の所有地ではなく、一部が借地のため、現在買収を進めている。全ての土地が市の所有となれば、次の段階に進めると考えている。